



社団法人 慈恵会 定 款

# 社団法人 慈恵会 定款

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この法人は、社団法人慈恵会という。

第2条 本社の事務所を、青森市大字安田字近野145番13号におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本社団法人は、医学の振興強化を図り、医学の研究向上に資し、かつ医学に関連する者の奨学育英を行い、もって医学の普及に寄与すること及び疾病・負傷等のある方に対し、看護、医学管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医学に関する研究資料の蒐集、出版、頒布
- (2) 医学相談所の設置
- (3) 医学の研究機関の設置
- (4) 精神薄弱児、精神障害者及びその他の障害者の無料検診又は軽減診療
- (5) 病院及び診療所の経営
- (6) 老人保健施設の経営
- (7) 疾病予防施設及び施術所の経営
- (8) 在宅介護支援センターの設置
- (9) 訪問看護ステーションの設置
- (10) 介護サービス事業所の設置
- (11) 旅客自動車運送事業
- (12) 有料老人ホームの経営
- (13) 障害者福祉サービス事業
- (14) 地域包括支援センターの設置、運営
- (15) その他前条の目的を達成に必要な事業

第5条 本社は、前条の事業を行う外、准看護師養成所の経営を行うものとする。

### 第3章 社員

第6条 本社の社員になろうとする者は、総会の承認を得なければならない。

第7条 社員は退社しようとするときは、その旨を理事長に届出なければならない。

2 社員が死亡したときは、退社したものとみなす。

第8条 社員が、本社の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたときは、総会の議決を経て除名にすることができる。

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、その社員にあらかじめ通知するとともに、当該社員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

第9条 退社し、又は除名された社員が既に納入した出資金は、これを返還しない。

### 第4章 資産及び会計

第10条 本社の資産は、基本的財産及び運用財産の二種とする。

第11条 本社の資産は、総会が定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 本社の予算は、毎会計年度開始前に、総会の議決を経てきめる。

第13条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第14条 本社の決算については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経た上、総会の承認を受けなければならない。

第15条 決算の結果、剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部または一部を基本財産に繰り入れまたは積立金として積立てるものとする。

## 第5章 役員

第16条 本団体に次の役員をおく。

- 理事長 1名
- 常務理事 2名
- 理事（理事長及び常務理事を含む）  
8名以上15名以内
- 監事 1名以上2名以内

第17条 理事長及び常務理事は理事の互選によって定める。

- 2 理事長は、本団体を代表し、業務を統轄する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長事故あるときはその職務を行う。

第18条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事は、本団体の業務を処理する。
- 3 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

第20条 役員は、任期満了後と雖も、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第6章 会議

第21条 会議は、総会と理事会の2とし、総会はこれを定時総会及び臨時総会とする。

第22条 定時総会は、毎年2回5月、3月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。

第23条 会議は、理事長がこれを召集しその議長となる。

- 2 会議を構成する社員または役員3分の1以上の連名をもって、会議の目的たる事項を示して、請求があったときは、理事長はその会議を召集しなければならない。

- 第24条 総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 第25条 次の事項は総会の議決を経なければならない。
- (1) 定款の変更
  - (2) 基本財産の設定及び処分
  - (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
  - (4) 収支予算及び決算
  - (5) 借入金の最高限度
  - (6) 社員の入社、退社及び除名
  - (7) 本社の解散
  - (8) 他の公益法人との合併契約の締結
  - (9) その他重要事項
- 第26条 総会の議事は、別段の定めあるものの外、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その2分の1以上の同意があることが必要である。
- 第27条 総会の召集は少くとも5日前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長が署名した書面で社員に通知しなければならない。
- 2 総会においては、前項の規定によって予め通知した事項の外、議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。
- 第28条 社員は、総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。
- 第29条 社員は、予め通知のあった事項についてのみ、書面または代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。
- 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に差し出さなければならない。
- 第30条 会議の議決事項につき、特別の利害関係を有する者は当該事項につき、議決権を行使することができない。
- 第31条 この定款で定めるものの外、総会についての細則は別に定める。
- 第32条 理事会についての細則は別に定める。
- 第33条 この定款は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

第34条 本団が解散したときは、理事がその清算人となる。

第35条 本団を解散しようとするときは、総会の議決を得なければならない。解散の場合における残余財産は清算人が社員の4分の3以上の同意を得てこれを処分する。

## 第7章 雑 則

第36条 本団の公告は、東奥日報によつてする。

## 附 則

第37条 本団設立当時の役員は次のとおりとする。

理事長	丹野 敬蔵
常務理事	丹野 眞砂子
理 事	米沢 鉄五郎
理 事	工藤 行雄
理 事	千葉 イソ
理 事	丹野 彌兵衛
監 事	盛田 昭二

## 附 則

この定款は、青森県知事の認可のあった日から施行する。

1. 昭和36年 7月11日
2. 平成 元年 6月28日
3. 平成 3年11月19日
4. 平成 5年 1月21日
5. 平成 8年 9月18日
6. 平成 9年 3月17日
7. 平成 9年 4月30日
8. 平成11年 8月31日
9. 平成11年10月20日
10. 平成13年 4月 5日
11. 平成14年 6月18日
12. 平成16年 8月23日
13. 平成17年12月27日
14. 平成18年 1月27日
15. 平成18年 2月28日
16. 平成18年 3月24日
17. 平成18年10月12日